

## 第9回障がい者制度改革推進会議

平成22年4月26日(月) 13~17時

合同庁舎第4号館共用220会議室

インターネット配信、CS障害者放送統一機構「目で聴くテレビ」による生中継

○福島大臣：今までと違った社会をつくるために共にごがんばりましょう。推進・変えたい気持ちを推進会議で省庁とともに実現したい。

### 省庁へのヒアリング (資料参照)

#### 【法務省】中村哲治法務大臣政務官

民事訴訟・刑事訴訟手続きにおいて、法に障害者の配慮が規定されており、適切に運用されている。矯正場面でも適切な処遇を行っている。従って司法手続きにおいては障害者の方に対する法令上および運用上の様々な配慮がなされており、障害のない人と同様に司法手続きを擁することが確保されている。法務実務担当者では気付かないこと等意見、質問をいただきたい。

○権利条約第13条司法手続きの利用を朗読

室長総括質問/推進会議では権利条約の批准が課題であり、司法手続き・民事訴訟・刑事訴訟法が問題ないか検討することが使命。法務省の意見は現場の運用、現行の刑事訴訟法の規定に基づいて裁判長、裁判所の指揮で適正にやっているという説明だった。しかし配慮義務については義務規定ではなく、裁量によるとなっている。条約の批准という観点から、刑事訴訟法・民事訴訟法を改正すべき点はないと考えるか。

/司法へのアクセスに関する合理的配慮については刑事手続き上必要な諸権利の規定に触れざるをえない。手話通訳の選任権、知的障害者への支援者立会権。点字の請求権や録音請求権等。障害者の権利、機会均等を図るための諸権利が刑事訴訟法にはないので差別禁止法の中に盛り込むか。総務省としての意見は。

→現状は手続きに関して保障されていると認識している。事実を出してほしい。現行の運用に差があれば、法令上の義務付けが必要になる。

→差別禁止法についてどの法律の手続きを保障するかについては立法技術が必要。何を義務付けるか議論が必要。

質問/①裁判における手話通訳の費用負担。②刑事事件で手話通訳の対応がない事例。③ろう者に対し筆談で十分なのか④通訳を権利として保障することの明文化について。

→民事局参事官：①手話通訳費は訴訟費用の一部。民事訴訟法61条により敗者の負担となる。勝者は書記官が金額を定め相手方に請求する。手話通訳費の公的負担については検討すべき課題である。②手話通訳を依頼しても付かなかった事例は把握していない。あれば対処する。③筆談では十分ではないろう者には、154条1項に手話通訳者を立ち合わせる必要があると明文化している。

→刑事局参事官：①手話通訳費用は民事同様。訴訟の費用であり、有罪の場合被告人が負担し、無罪の場合被告人の負担はない。裁判所の裁量で免除もあり。負担のない例が多い。国の負担にすべきかどうかは、他の訴訟費用、国選辩护人報酬とのバランスがあり、慎重に検討すべき。②手話通訳の提供がなかった事例を把握していない。③筆談による配慮は適切になされている。④どの場面、どの要件で通訳を権利として保障する必要があるのか。

→政務官：手話通訳を依頼しても提供されない事例を把握していない。実例を事務的に伝えてほしい。手話通訳費用に関しては敗者負担。刑事における手話通訳費用負担は裁判所の裁量。当事者の資力、判断能力に応じて対応している。

質問/聴覚障害者の通訳として要約筆記者の存在を認識しているか。公判時の配慮は筆談ではありえない。聴覚障害者のコミュニケーション手段についてどう考えているのか。

/知的障害者への配慮の現状と課題について。刑事施設での専門家の配置と更生保護制度の

連携について。

/知的障害者の刑事手続き、処遇について3点。①回答に知的・精神の場合十分なコミュニケーション可能な保護者等同伴、同席と回答されているが具体的な基準の内規はあるのか。恣意的な運用があるのではないか。弁護人の立会いを認めるのか。②取調べの可視化を検討というが、知的障害者は障害特性として誘導されやすい。知的の子どもに公判での支援がないと立証が不可能。③能力検査IQ70以下の人に対しどのような処遇をされているのか。

/①知的・精神の保護者立会いの同意は必要に応じてとあるが誰にとっての必要か。立会人を要請した場合受け入れているか。手話通訳を障害者自らの要請に応じて認めた事実があるのか。②障害の特性を理解するために、どのような研修をしているか。

/視覚障害者に押収物のカーボン紙を渡す事実あり。義務化が必要。矯正施設に精神科医が少ない。刑務所は法務省の管轄だが、医療に関して厚生労働省は関与しないのか。

/適切な判断とは誰がしているのか。知的障害者への配慮がない。

→政務官：聴覚障害者は手話がわかる人ばかりではないなど、すべての職員が理解しなければならない課題。立法事実を具体的な改善策に。

→聴覚障害者の筆談の重要性は認識あり。要約筆記は現場でも使われている。公判では筆談はありえないと言われたが、刑事訴訟法175条176条で通訳人に陳述させることができる、とある。知的障害者の配慮については状況をよく踏まえて取り調べを行い、話の内容を慎重に検討する、と文書の指示がある。弁護人は取調室に立会いではなく接見出来るよう相当な配慮をしている。研修は多数実施している。

→取調べの可視化について法務省内で検討中。誘導されやすい特性については十分考慮していきたい。

→矯正局担当：福祉スタッフについては社会福祉士を71施設・精神保健福祉士を12施設に配置。厚生労働省とも連携して福祉支援施策を展開している。能力検査IQ70以下の人に関しては昼夜独居拘禁ではなく養護工場(刑務作業の時間短縮、軽作業)などの処遇。刑務所医療は医療法に基づいて行っている。厚生労働省への移管に関しては議論と検討が必要。

質問/政府から独立した人権救済機関の設置について法務省の検討状況は。権利条約には国内モニタリング機関設置の義務付けがある。一般的な救済機関と障害者問題の救済機関の住み分けをどう考えるか。

→人権救済機関設立の勉強会がある。人権侵害の救済手続きは法務省の人権擁護機関が人権審判事案について対応しているが、窓口の周知徹底がされていない。法案提出は閣僚委員会の議論待ち。法案提出に持っていく努力をする。

★議長代理：現状認識とギャップあり。合理的配慮についてつめた議論が必要。残りの回答に関しては文書で室長に提出してください。

### 【文部科学省】高井美穂文部科学大臣政務官

インクルーシブ教育と特別支援教育は相反するとは考えていない。人的・物的整備が必要。就学先決定の仕組みに関しては現行制度の見直しを検討中。特別支援教育に関する調査研究協力者会議中間とりまとめでは原則特別支援学校、例外小・中学校について、障害の状態、教育ニーズ、保護者、専門家の意見、学校・地域の状況をふまえて総合的に決定すると言う提言。保護者に十分な情報を提供し、選択権は尊重するが、全面的にゆだねるかどうかは検討が必要。

室長総括質問/①インクルーシブ教育は財源があれば実現するのか。資料別添2「想定A、Bの試算」から、権利条約実現と現状には大きな隔たりがあると考えるか。②民主党制度改革推進法案9条義務教育制度について障害者が障害者以外のものとともに教育を受ける機会を確保することを基本とするとあるが、文科省の意見書とは矛盾するのか。③資料P7,8就学先決定は教育委員会が実施責任を有し、就学事務は教育委員会が最終的に判断と

ある。保護者の選択権と行政の決定権は両立しないのか。④現行の就学先決定を検討とあるが、教育委員会が決定することと矛盾はないのか。法改正の予定は。⑤教育基本法について障害に基づく差別禁止条項の必要性は。

→政務官：就学先決定は話し合いの上で対応。法的決定権は通知＝設置者（学校）。保護者の意見は聴取する。

室長/基本的な権利として保護者の同意が必要。保護者の同意権、それ以外に決定はない。

★福島大臣：文部科学省にお願いします。いきたいといっても来るなどというのは差別である。分離を強制される。本人と親の選択権を最大限尊重してほしい。選択権を保障するように変えてほしいと要望する。

→政務官：制度改革するように検討する。

意見/親の選択権を原則として尊重するという仕組みは賛成だが、原則であって、親がすべて決定できるのが適切かどうか。他の児童に危害を加える、親が子どもに虐待目的で選択するような場合は例外。議論が必要。

室長/権利がないまま行政が判断するのではなく、権利を認めた上でも例外はある。無制約の権利ではない。混同しないように。

### 【教育関係団体】

#### ○全国特別支援学校長会（尾崎）・全国連合小学校長会（田中）・全国特別支援学級設置学校長協会（瀧島）

/特別支援教育は共生社会の形成の基礎。インクルーシブ教育システムと相反せず。人的体制・物的条件の整備を前提とする。要望3つ①地域の学校に学籍が一元化された場合、算定根拠は慎重に。特別支援学校に学籍を置き、障害に応じた設備、専門の教員が整えられるように。②児童生徒当事者のための制度改革を。人的体制・物的整備がないまま適切な教育を受けられないことがない様に。③保護者の意向を尊重。

/通常学校での障害児童在籍数が増加し続けている。児童生徒一人ひとりの障害に応じた十分な支援ができない。学校現場の意見を取り込んでほしい。

/特別支援学級の意義や存在性を視察してほしい。教育制度、あり方、の検討・審議には教育関係者・保護者・行政・医療関係者・障害当事者が参画してほしい。教員の専門性を高めるのが課題。

/保護者と特別支援学校の連携で初めてその子の教育ができる。保護者の意見を尊重する仕組みを。

#### ○全国特別支援教育推進連盟（佐竹）

推進会議での意見は、特別支援教育は（段階的に）廃止、特別支援学校は差別・分離というインクルージョン教育に反すると理解した。盲・聾学校は必要。準ずる教育：障害の状態により教育することが大切。学籍の一元化は困る。インクルーシブは教育だけではなく、共生社会をめざしたい。特別支援学校は社会に啓発し貢献する。本人だけではなく、家族兄弟の相談支援体制も担っている。社会全体のネットワークの一つ。特別支援学校がなければ重い障害の子どもは救われない。特別支援学校・学級はパラリンピックと同じ。障害に配慮した教育を受けて、社会に出て行く、生きる力をつける。

#### ○障害児を普通学校へ・全国連絡会（徳田）

提言4つ①就学先は地域の普通学級に一元化することを原則。希望があれば特別支援学校へ就学。高校全入を法律で定める。②障害児学級の設置は同じ学校内で別の場所に籍を固定することになる。普通学級に籍を置き通級の場合も同じ。特別支援学級は廃止すべき。交流で仲間意識を作るとは困難。③合理的配慮。普通学級の中で必要な支援を受けながら友達と一緒にその子らしく育つ教育を。④地域の学校へ安心して通えるよう就学前の情報提供、相談、支援。権利として普通学校に籍があるように。

#### ○保護者A（全介助の必要なお子さんの母）

みんなの中にいる息子の笑顔で普通学級を選んだ。小学校入学通知には親の付き添いが条

件、6年間強要された。母は心身疲れ付き添いができない状態に。宿泊学習では置き去りにされた。分離教育ではなく、特別支援教育でもなく、地域で共に学び育つ教育制度への改革を。

質問/文科省はインクルーシブ教育について触れていない。障害あるなしに関わらず皆一緒に教育を受けるベースの上に特別支援教育があると思う。人的・物的整備ができないのはなぜか。障害者のみスクールバスで1時間という遠い学校、つまり分離教育だった。文科省がインクルーシブ教育を進めないのはなぜか。

/自分の求める教育を得られない。2007年から保護者の意見の聴取というプロセスはあるが、権利がないため望む学校に入れたい。合理的配慮は本人や保護者が請求できる権利。文科省の試算ではこれを実現すると10倍のお金がかかるという。なぜそんなにインクルーシブ教育を嫌がるのか。

★議長代理/「障害を持つ子のために」の思いは同じ。特別支援学校という形態は否定しない。普通学校に行く道が狭い。親の選択権が制度化されていない。権利条約は原則インクルーシブ。文科省はお金を問題としているのか。

→特別支援教育課長：インクルーシブ教育について文科省は何もやっていないわけではなく、限りのある中で努力中。民主党法案第9条1で選べる仕組みと人的体制・施設の整備がセットになっている。前提が満たされていないから実現しない。

質問/ 選択権は保障されるべき。教員の専門性（たとえば点字）の担保は。学籍の一元化は正しいか。

/教育の保障が望ましい。プロセスは重要。教育か福祉か意見が分かれるところ。

→佐竹：就学決定は親の意思どおりにできたが、ただ受け入れるといっても学校施設の改善はない。付き添いの要請はあった。特別支援教育が始まってから、親の医療ケアを外れることができた。

→南：早期発見、療育は早急に取り組みが必要。支援ノートなど医療・保健・教育・福祉の分野で相談が行われている。

→徳田：地域の学校を希望すると、母親が子どもの障害受容ができてないと思われる。権利として地域の学校に入れるという情報提供をしている。

→Aさん：分離教育のための健康診断は排除すべき。障害児もひとりの子どもとして子どもたちの中で育つことを望む。

→特別支援教育課長：個別の教育支援計画策定は学習指導要領で明記。特別支援学校では必ず作るが、通常の小中では作成率が低い。支援に関する合理的配慮を見定めるためにも重要。現場に徹底してく。寄宿舎は通学の便のため。分離のためではない。

★議長代理/構成員は質問を明後日までに提出してください。既に出されている質問も含め、文部科学省は文書で回答してください。

### 【総務省】 階 猛（しなたけし）総務大臣政務官

1. 選挙公報などの行政の情報について、視覚障害者用点字のお知らせ版を配布。各都道府県管理委員会に音声コード・テープの作成を依頼。

2. 字幕付き政見放送について、参議院比例代表選挙で導入を検討。NHKと交渉中。スタッフが足りないと言消極的。現在大臣がつめの交渉中。

3. 成年被後見人の選挙権・被選挙権の欠格条項について、慎重に検討すべき、各党各会派で議論が必要。私論は制限を設ける実益はない。これから検討していきたい。

4. 移動支援では財政的支援も考える。

5. 物理的バリアーについて

6. 投票所内での配慮については、点字の候補者名簿、段差解消など選挙管理委員会で適切に処置されている。

7. 代替措置については引き続き検討。投票所内で投票できない人については各党各会派で議論が必要。公職選挙法は投票する人の自由の確保の一方、選挙活動の自由にも関わる

。特定の政党・候補者が有利にならないように各党各会派の合意が必要。  
私論は選挙運動の自由と投票の自由は分けて議論すべき。投票所へのアクセスや投票のしやすさについては政府として取り組むべき。その結果政党や候補者の平等・自由は損なわれないと考える。

8. 点字投票で秘密は守られているといっても少数なので誰かわかってしまう心配、まとめてシャッフルして開票しても数の問題があるので、よりよい方策を検討する。

9. 政治活動について、障害者が候補者として政治活動・政党活動に参加する際の必要な支援について、手話通訳や介助者を選挙運動員と別枠で保障することについては、各党各会派で議論する。

質問/ 欠格事由とされる多くの諸外国とはどこか。移動支援・情報アクセスが十分でないということは知る権利の保障が十分されていないと受け止めていいか。公正公平というのは誰にとっての公正公平か。

→諸外国において選挙権に制限があるのは、英・米・独・仏。制限なしは伊・カナダ・露。移動支援と知る権利について障害ない方と同様情報提供する。公正公平とはどの部分を指しているか。公職選挙法が選挙運動の自由、投票の自由を確保している。

質問/ 長年手話通訳、字幕が必要と提言してきた。あらゆる政党は手話通訳も字幕も必要と回答するが、手話通訳も字幕も付かない状況の中で、総務省が政党に審議をゆだねるという考え方には理解できない。公正公平がないのではないか。例として手話通訳は運動員とみなされる。障害を持つゆえに選挙運動に制限がある。FAXも使えない。公平ではなく、政治参加に制限がある。

/NHKにリソースがないので難色を示しているが選挙運動の自由と字幕は一緒の問題。すべての人がアクセスできるのは政府の責任。字幕付与ができないのは政党間の合意がないからということだが、政府として責任を持ってやればできるのではないか。

/インターネットを候補者が利用できるようになった。

/実行できるものは実行に移すように。参院選に間に合うか。

→法律の改正は必要ない。放送局との関係で報道の自由という問題。行政権限を行使して強制はできない。NHKには交渉中。党の合意。参院選から導入は議員立法で出せる。

質問/ お知らせは現在44県で点字化されているが、選挙公報ではない。

/成年後見人制度は法務省が作ったもの。選挙に用いるのはどうか。

/国会議員700席に障害当事者枠3席を。

→成年後見制は準禁治産者制をスライドしたもの。事理弁識能力を欠く場合、選挙で判断するのは難しい。

→広報は政党から出たものをそのまま印刷している。限られた時間に点字化して配布できるかどうかわからない。点字のお知らせを47都道府県に強くお願いする。

意見/ 選挙のお知らせのはがきにふりがなを。

★委員から：内閣府の地域主権改革大綱について内閣府から意見を聞きたい。

→室長：検討します。

## ●今後について

第10回5月10日(月)13~17時 省庁ヒアリング。

厚生労働省

総務省：情報アクセス・コミュニケーションについて。

国土交通省

第11回5月17日(月)省庁ヒアリング